

資 料

1997年以降の中国刑法改正法と 中国刑法立法解釈の試訳

甲 斐 克 則
劉 建 利

はじめに

- I 1997年以来の中国刑法改正法
- II 1997以来の中国刑法の立法解釈

はじめに

中国では、1997年刑法大改正以降も数次にわたって小幅な改正がなされ、立法解釈もなされてきた。1997年刑法については、すでに邦訳も出されているが⁽¹⁾、その後の改正法と立法解釈については、まだ日本に十分な情報提供がなされていない。そこで、本稿では、1997年以来の中国刑法改正法と中国刑法立法解釈の試訳を行い、中国刑法研究の資料を提供することにしたい。

I 1997年以来の中国刑法改正法⁽²⁾

全国人民代表大会常務委員会の外国為替を詐欺の方法により購入し、逃

-
- (1) 中国1997年刑法の全訳として、野村稔＝張凌訳「中華人民共和国新刑法（1997年）について」比較法学32巻2号（1999年）189頁以下、全訳および注釈として、野村稔＝張凌『注解中華人民共和国新刑法』早稲田大学比較法研究所叢書（2001年、成文堂）参照。
 - (2) 1997年以来、『全国人民代表大会常務委員会の外国為替を詐欺の方法で購買し、逃避させ又は不法に売買する犯罪を処罰することに関する決定』と7個の

避させ又は不法に売買する犯罪の処罰に関する決定

(1998年12月29日第9回全国人民代表大会常務委員会第6回会議にて採択され、1998年12月29日第14号の中華人民共和国主席令で公布された)

外国為替を詐欺を用いて購入し、逃避させ又は不法に売買する犯罪を処罰し、国家の外国為替の管理秩序を維持するために、刑法を以下のように補充し、又は改正する。

1、次に掲げる事情により、外国為替を詐欺を用いて購入した者は、金額が比較的大きいときは、5年以下の懲役又は拘留に処し、詐欺を用いて購入された外国為替額の5%以上30%以下の罰金を併科する。金額が非常に大きいとき又はその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の懲役に処し、詐欺を用いて購入された外国為替額の5%以上30%以下の罰金を併科する。金額が極めて大きいとき又はその他の極めて重い情状があるときは、10年以上の懲役又は無期懲役に処し、詐欺を用いて購入された外国為替額の5%以上30%以下の罰金又は財産の没収を併科する。

(1) 偽造若しくは変造された税関が発行した申告書若しくは輸入証明書、又は外国為替管理部門が発行した許可文書その他の証書若しくは証票を行使したこと。

(2) 税関が発行した申告書若しくは輸入証明書、又は外国為替管理部門が発行した許可文書その他の証書若しくは証票を繰り返して行使したこと。

(3) その他の方法により外国為替を詐欺を用いて購入したこと。

税関が発行した申告書若しくは輸入証明書、又は外国為替管理部門が発行した許可文書その他の証書若しくは証票を偽造し又は変造し、かつ、これを用いて外国為替を詐欺を用いて購入したときは、前項の規定により重く処罰する。

外国為替を詐欺を用いて購入することを知りながらその者に人民元の資金を提供したときは、共犯として処罰する。

組織体が前3項の罪を犯したときは、組織体に対して第1項の規定により罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の懲役又は拘役に処する。金額が非常に大きいとき又はその他の重い情状

刑法改正案が採択され、公布された。中国刑法改正法の原文は、法律出版社法規中心編『中華人民共和国刑法注釈本』(2009年・法律出版社)216頁以下を参照した。

があるときは、5 年以上10 年以下の懲役に処する。金額が極めて大きいとき又はその他の極めて重い情状があるときは、10 年以上の懲役又は無期懲役に処する。

2, 偽造若しくは変造された税関が発行した申告書若しくは輸入証明書, 又は外国為替管理部門が発行した許可文書その他の証書若しくは証票, 又は国家机关のその他の公文書, 証明書若しくは印章を売買した者は, 刑法第280条の規定により罪を認定し, 処罰する。

3, 刑法第190条を以下のように改正する。

会社, 企業又はその他の組織体が, 国家规定に違反して外国為替を国外に預金し, 又は国内の外国為替を不法に国外に移転し, 金額が比較的大きいときは, 組織体に対して逃避された外国為替額の5%以上30%以下の罰金を科するほか, その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は, 5 年以下の懲役又は拘役に処する。金額が非常に大きいとき又はその他の重い情状があるときは, 組織体に対して逃避された外国為替額の5%以上30%以下の罰金を科するほか, その直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者は, 5 年以上の懲役に処する。

4, 国家が規定する取引所以外の場所において外国為替を不法に売買した者が, 市場の秩序を乱し, 情状が重いときは, 刑法第225条の規定により罪を認定し, 処罰する。

組織体が前3 項の罪を犯したときも, 刑法第231条の規定により処罰する。

5, 税関, 外国為替管理部門, 金融機関, 対外貿易の経営活動に携わる会社, 企業又はその他の組織体の職員が, 外国為替を詐欺を用いて購入し又は逃避させる行為者と共謀して, その者のために外国為替を購入する証明書又は便宜を提供したとき, 又は偽造若しくは変造された証明書若しくは証票であることを知りながらこの者に外国為替を売却し若しくは提供したときは, 共犯として本規定により重く処罰する。

6, 税関又は外国為替管理部門の職員が, 特に職責を怠り, 大量の外国為替を詐欺を用いて売却され又は逃避され, 国家の利益に重大な損失を生じさせたときは, 刑法第397条の規定により罪を認定し, 処罰する。

7, 金融機構, 又は対外貿易の経営活動に携わる会社若しくは企業の職員が, 特に責務を怠り, 大量の外国為替を詐欺を用いて売り出され又は逃避され, 国家の利益に重大な損失を生じさせたときは, 刑法第167条の規定により罪を認定し, 処罰する。

8, この決定の定める罪を犯し, 法により追徴又は没収された財物及び罰金は, すべて国庫に納める。

9, この決定は, 公布の日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法 I ⁽³⁾

(1999年12月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第13回会議にて採択され, 1999年12月25日第27号の中華人民共和国主席令で公布された)

社会主義市場経済秩序を破壊する犯罪を処罰し, 社会主義の現代化を順調に進めるために, 刑法を以下のように補充し, 改正する。

1, 刑法第162条の末尾に次の規定を追加し, 第162条の1とする。

「法律に従って保存すべき会計の証明書, 会計帳簿又は財務会計報告書を隠匿し, 又は故意に廃棄した者は, 情状が重いときは, 5年以下の有期徒刑又は拘役に処し, 2万元以上20万元以下の罰金を併科又は単科する。」

「組織体が本条に規定する罪を犯したときは, 組織体に対して罰金を科するほか, その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は, 前項の規定により処罰する。」

2, 刑法第168条を以下のように改正する。

「国有の会社又は企業の職員が, 職責を著しく怠り又は職権を濫用し, 国有の会社又は企業の破産又は重大な損失を生じさせ, 国家の利益に重大な損失を与えたときは, 3年以下の懲役又は拘役に処する。国家の利益に特に重大な損失を与えたときは, 3年以上7年以下の懲役に処する。」

「国の事業部門の職員が前項の行為を行い, 国家の利益に重大な損失を生じさせたときも, 前項の規定より処罰する。」

「国有の会社, 企業又は事業部門の職員が, 私利を図るために汚職をし, 前2項の罪を犯したときは, 第1項の規定により, 重く処罰する。」

3, 刑法第174条を以下のように改正する。

「国家の主管部門の許可を得ずに, 商業銀行, 証券取引所, 先物取引所, 証券会社, 先物会社, 保険会社又はその他の金融機関を設立した者は, 3年以下の懲役又は拘役に処し, 2万元以上20万元以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは, 3年以上10年以下の懲役に処し, 5万元以上50万元以下の

(3) 原文のタイトルは『中華人民共和国刑法改正法』である。

罰金を併科する。」

「商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物会社、保険会社又はその他の金融機関の経営許可書又は許可文書を偽造し、変造し、又は譲渡した者は、前項の規定により処罰する。」

「組織体が前2項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、第1項の規定により処罰する。」

4、刑法第180条を以下のように改正する。

「証券若しくは先物取引の内部情報を知る者、又は証券若しくは先物取引の内部情報を不法に取得した者が、証券の発行、証券若しくは先物の取引、又は証券若しくは先物の取引価格に重大な影響を与える情報が公開される前に、当該情報に関する証券を購入し、売却し、若しくは先物の取引を行い、又は当該情報を漏洩し、情状が重いときは、5年以下の懲役又は拘役に処し、不法収益の1倍以上5倍以下の罰金を併科し又は単科する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の懲役に処し、不法収益の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。」

「組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の懲役又は拘留に処する。」

「内部情報の範囲又は内部情報を知る者の範囲は、法律又は行政法規により確定する。」

5、刑法第181条を以下のように改正する。

「証券又は先物の取引に影響を与える虚偽の情報を捏造し、かつ伝播させ、証券又は先物の取引市場を妨害し、重い結果を生じさせた者は、5年以下の懲役又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。」

「証券取引所、先物取引所、証券会社若しくは先物会社の職員、又は証券協会若しくは証券管理部門の職員が、虚偽の情報を故意に提供し、又は取引の記録を偽造し、変造し若しくは廃棄し、投資者を誘惑して証券若しくは先物を売買させ、重い結果を生じさせたときは、5年以下の懲役又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科し又は単科する。その情状が特に悪質であるときは、5年以上10年以下の懲役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。」

「組織体が前2項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の懲役又は拘

役に処する。」

6, 刑法第182条を以下のように改正する。

「次に掲げるいずれかの事情により、証券若しくは先物の取引価格を操縦し、不当な利益を取得し、又はリスクを転嫁した者は、情状が重いときは、5年以下の懲役又は拘役に処し、不法収益の1倍以上5倍以下の罰金を併科又は単科する。

①単独で又は他人と共謀し、資金、株式若しくは先物の保持量の優位を強化し又は情報の優位を利用し、連携し又は連続して売買することにより、証券又は先物の価格を操縦したこと。

②他人と共謀して、事前に約束した時間、価格若しくは方法で、証券若しくは先物を相互に取引し、又は実際に持っていない証券を相互に売買することにより、証券又は先物の取引価格又はその出来高に影響を与えたこと。

③自己を取引の対象として証券の所有権を移転しないで自己売買を行い、又は自己を取引の対象として先物契約を自己売買し、証券又は先物の取引価格又はその出来高に影響を与えたこと。

④その他の方法により証券又は先物の取引の価格を操縦したこと。」

「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の懲役又は拘役に処する。」

7, 刑法第185条を以下のように改正する。

「商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物会社、保険会社又はその他の金融機関の職員が、職務上の有利な立場を利用して、当該組織体又は顧客の資金を流用したときは、第272条の規定により罪を認定し、処罰する。」

「国有の商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物会社、保険会社又はその他の国有の金融機関の職員、又は国有の商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物会社、保険会社又はその他の国有の金融機関から前項に規定している非国有機構に派遣されて公務に従事する職員が、前項の行為を行ったときは、第384条に規定により罪を認定し、処罰する。」

8, 刑法第225条に次の規定を追加し、第3号とする。原第3号を第4号とする。

「国家の関係する主管部門の許可を得ずに、法に違反して、証券業、先物業又は保険業を営む行為。」

9, この改正法は、公布の日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法Ⅱ

（2001年8月31日第9期全国人民代表大会常務委員会第23回会議にて採択され、2001年08月31日第56号の中華人民共和国主席令で公布された）

森林を毀損して開墾し、又は林地を不法に占用し、濫用する犯罪を処罰し、森林資源を確実に保護するために、刑法第342条を以下のように改正する。

「土地の管理法規に違反して、耕地、林地その他の農用地を不法に占有し又は転用し、その量が比較的多く耕地、林地その他の農用地を大量に破壊した者は、5年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科し又は単科する。」

この改正法は、公布の日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法Ⅲ

（2001年12月29日第9期全国人民代表大会常務委員会第25回会議にて採択され、2001年12月29日第64号の中華人民共和国主席令で公布された）

テロ犯罪を処罰し、国家の安全、人民の生命及び財産の安全を保障し、社会秩序を擁護するために、刑法を以下のように補充し、改正する。

1、刑法第114条を以下のように改正する。

「放火、出水、爆発、毒性物、放射性物、伝染病の病原体その他の物質の投放その他の危険な方法により、公共の安全に危害を及ぼした者が、重大な結果を生じさせなかったときは、3年以上10年以下の懲役に処する。」

2、刑法第115条第1項を以下のように改正する。

「放火、出水、爆発、毒性物、放射性物、伝染病の病原体その他の物質の投放又はその他の危険な方法により、人に重い傷害を負わせ若しくは死亡させ、又は公私の財産に重大な損害を与えた者は、10年以上懲役、無期懲役又は死刑に処する。」

3、刑法第120条第1項を以下のように改正する。

「テロ活動の組織を結成し、指導した者は、10年以上の懲役又は無期懲役に処する。積極的に参加した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。他の参加者は、3年以下の懲役、拘役、管制、又は政治的権利の剥奪に処する。」

4, 刑法第120条の末尾に次の規定を追加し, 第120条の1とする。

「テロ組織又はテロリストを経済的に援助した者は, 5年以下の懲役, 拘役, 管制, 又は政治的権利の剥奪に処し, 罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは, 5年以上の懲役に処し, 罰金又は財産の没収を併科する。」

「組織体が前項の罪を犯した場合は, 組織体に対して罰金を科するほか, その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は, 前項の規定により処罰する。」

5, 刑法第125条第2項を以下のように改正する。

「毒性物, 放射性物, 伝染病の病原体その他の物質を不法に製造し, 売買し, 運搬し又は貯蔵した者は, 前項の規定により処する。」

6, 刑法第127を以下のように改正する。

「銃器, 弾薬若しくは爆発物を窃取し若しくは奪取し, 又は毒性物, 放射性物, 伝染病の病原体その他の物質を窃取し若しくは奪取し, 公共の安全を害した者は, 3年以上10年以下の懲役に処する。情状が重いときは, 10年以上の懲役, 無期懲役又は死刑に処する。」

「銃器, 弾薬若しくは爆発物を強取し, 若しくは毒性物, 放射性物, 伝染病の病原体その他の物質を強取し, 公共の安全を害した者, 又は国家機関, 軍人, 警察若しくは民兵の銃器, 弾薬若しくは爆発物を窃取若しくは奪取した者は, 10年以上の懲役, 無期懲役又は死刑に処する。」

7, 刑法第191条を以下のように改正する。

「薬物犯罪, 黒社会的な組織犯罪, テロ犯罪又は密輸犯罪から得た不法な収益又はその果実であることを知りながら, その由来又は性質を仮装し又は隠匿するために, 次に掲げるいずれかの行為を行った者は, その犯罪による不法な収益及びその果実を没収し, 5年以下の懲役又は拘役に処し, マネー・ロンダリング金額の5%以上20%以下の罰金を併科し又は単科する。情状が重いときは, 5年以上10年以下の懲役に処し, マネー・ロンダリング金額の5%以上20%以下の罰金を併科する。

(1) 資金の預金口座を提供する行為。

(2) 財産を現金又は金融手形に交換することに協力する行為。

(3) 振込み又はその他の決済方法を通じて資金の移転に協力する行為。

(4) 資金を境外に送金することに協力する行為。

(5) その他の方法により犯罪による不法な収益又はその果実の性質又は由来を仮装し又は隠匿する行為。」

「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5 年以下の懲役又は拘留に処する。情状が重いときは、5 年以上10 年以下の懲役に処する。」

8, 刑法第291条の末尾に次の規定を追加し、第291条の1とする。

「偽の爆発物、毒性物、放射性物、伝染病の病原体その他の物質を投放し、又は爆破の脅威、生物科学性脅威若しくは放射性脅威に関するテロ情報を捏造し、若しくは捏造されたテロ情報と知りながらこれを故意に流布し、社会秩序を深刻に乱した場合、5 年以下の懲役、拘役又は管制に処する。重い結果を生じさせたときは、5 年以上の懲役に処する。」

9, この改正法は、公布の日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法Ⅳ

（2002年12月28日第9 期全国人民代表大会常務委員会第31回会議にて採択され、2002年12月28日第83号の中華人民共和国主席令で公布された）

社会主義の市場経済秩序の破壊、社会の管理秩序の妨害、又は国家機関の職員汚職その他の犯罪行為を処罰し、社会主義の現代化を順調に進展させ、公民の人身の安全を保障するために、刑法を以下のように改正及び補充する。

1, 刑法第145条を以下のように改正する。

「人の健康を保障する国家標準若しくは業界標準に達していない医療器具若しくは医療用衛生材料を生産し、又は人の健康を保障する国家標準若しくは業界標準に達していない医療器具若しくは医療用衛生材料であることを知りながらこれを販売した者が、人の健康に重大な危害を及ぼしうるときは、3 年以下の懲役又は拘役に処し、売上金額の50%以上2 倍以下の罰金を併科する。人の健康に重大な危害を及ぼしたときは、3 年以上10 年以下の懲役に処し、売上金額の50%以上2 倍以下の罰金を併科する。結果が特に重いときは、10 年以上の懲役又は無期懲役に処し、売上金額の50%以上2 倍以下の罰金又は財産の没収を併科する。」

2, 刑法第152条に次の規定を追加し、同条の第2 項とする。

「税関の管理を逃れ、境外の固体廃棄物、液体廃棄物又は気体廃棄物を境内に運搬した者は、情状が重いときは、5 年以下の懲役に処し、罰金を併科又は

単科する。情状が特に重いときは、5年以上の懲役に処し、罰金を併科する。」
原第2項を第3項とし、以下のように改正する。

「組織体が前2項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前2項により処罰する。」

3、刑法第155条を以下のように改正する。

「次に掲げる行為は、密輸罪とみなし、本節の関連規定により処罰する。

(1) 国家が輸入を禁止する物品を密輸者から直接不法に購入し、又は密輸されたその他の貨物若しくは物品を密輸者から直接に購入する行為であって、その数額が比較的に大きいもの。

(2) 内海、領海、境川又は境湖で、国家が輸出入を禁止する物品を運搬し、購入し若しくは販売し、又は国家が輸出入を制限している貨物若しくは物品を購入し若しくは販売する行為であって、数額が比較的大きく、かつ、合法的な証明を備えていないもの。」

4、刑法第244条の末尾に次の規定を追加し、第244条の1とする。

「労働管理規定に違反して16歳未満の未成年者を雇い、過酷な肉体労働に従事させ、高空作業若しくは地下採鉱作業に従事させ、又は爆発性、易燃性、放射性、有毒性その他の危険な環境下で働かせ、情状が重いときは、その直接責任者は、3年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

「前項に規定する行為は、事故を引き起こし、他の罪も犯したときは、併合罪の規定により処罰する。」

5、刑法第339条の第3項を以下のように改正する。

「原材料を利用する名目で、原材料として使用不能な固体廃棄物、液体廃棄物又は気体廃棄物を輸入した者は、第152条の第2項又は第3項により罪を認定し、処罰する。」

6、刑法第344条を以下のように改正する。

「国家规定に違反して、貴重な樹木若しくはその他の国家が特に保護する植物を不法に伐採し若しくは毀損し、又は貴重な樹木若しくはその他の国家が特に保護する植物若しくはその製品を不法に購入し、輸送し、加工し、若しくは販売した者は、3年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

7、刑法第345条を以下のように改正する。

「森林その他の林木を盗伐した者は、その量が比較的多いときは、3年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。その量が非常に多いときは、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。その量が極めて多いときは、7年以上の懲役に処し、罰金を併科する。」

「森林法に違反して、森林その他の林木を濫伐した者は、その量が比較的多いときは、3年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。その量が非常に多いときは、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

「盗伐又は濫伐された林木であることを知りながらこれを不法に購入し、又は運搬した者は、情状が重いときは、3年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重い場合は、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

「国家級の自然保護区域内の森林その他の林木を盗伐し、又は濫伐した者は、重く処罰する。」

8、刑法第399条を以下のように改正する。

「司法職員が、私利を図るために汚職し、又は情実にとらわれて法をまげ、無罪と知りながら人を訴追し、若しくは有罪と知りながら人を故意に庇護して訴追を免れさせ、又は刑事裁判において故意に事実を反し若しくは法律に違反して裁判を行ったときは、5年以下の懲役又は拘役に処する。情状が重いときは、5年以上10年以下の懲役に処する。情状が特に重いときは、10年以上の懲役に処する。」

「民事又は行政裁判において、故意に事実を反し又は法律に違反して裁判を行い、情状が重いときは、5年以下の懲役又は拘役に処する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の懲役に処する。」

「判決又は裁定を執行するにあたり、特に職務を怠り又は職権を濫用し、法に違反して訴訟保全措置を行わず、法による執行職責を履行せず、又は不法に訴訟保全措置若しくは強制執行措置を行い、当事者又はその他の者に重大な利益損失を負わせたときは、5年以下の懲役又は拘役に処する。当事者又はその他の者に特に重大な利益損失を負わせたときは、5年以上10年以下の懲役に処する。」

「司法職員が、賄賂を収受して前3項の行為を行い、同時にこの法律の第385に規定する罪を犯したときは、重い刑の規定により罪名を認定し、処罰する。」

9、この改正法は、公布の日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法 V

(2005年02月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第14回會議にて採択され、2005年07月28日第32号の中華人民共和国主席令で公布された)

1、刑法第177条の末尾に次の規定を追加し、第177条の1とする。

「次の各号に掲げるいずれかの事情により、クレジットカードの管理を妨害した者は、3年以下の懲役又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科又は単科する。数が非常に多いとき又は他の重い情状があるときは、3年以上10年以下の懲役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。

(1) 偽造のクレジットカードであることを知りながらこれを所持し若しくは運搬し、又は偽造の空白なクレジットカード⁽⁴⁾であることを知りながら所持し若しくは運搬し、数が比較的多いこと。

(2) 他人のクレジットカードを不法に所持し、数が比較的多いこと。

(3) 虚偽の身分証明書を使ってクレジットカードを不正に取得したこと。

(4) 偽造された又は偽りの身分証明書で取得されたクレジットカードを販売し、購入し、又は他人に提供したこと。」

「他人のクレジットカード情報を窃取し、買い集め、又は他人に不法に提供した者は、前項の規定により処罰する。」

「銀行又はその他の金融機関の職員が職務上の有利な立場を利用して、第2項の罪を犯したときは、重く処罰する。」

2、刑法第196条を以下のように改正する。

「次に掲げるいずれかの事情により、クレジットカードに関する詐欺行為を行った者は、数额が比較的大きいときは、5年以下の懲役又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。数额が非常に大きいとき又はその他の重い情状があるときは、5年以上10年以下の懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。金額が極めて大きいとき又はその他の極めて重い情状があるときは、10年以上の懲役又は無期懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

(1) 偽造した又は偽りの身分証明書で取得したクレジットカードを行使したこと。

(2) 無効なクレジットカードを行使したこと。

(4) 磁気情報を含まないクレジットカードのことをいう(訳者)。

（３）他人のクレジットカードを盗用したこと。

（４）悪意的当座貸越しをしたこと。」

「前項の「悪意的当座貸越し」とは、クレジットカード所持者が、不法領得の目的で、規定された金額又は期限を超過して当座貸越しをし、かつ、クレジットカードを発行する銀行の要求を受けたにもかかわらず、なおこれを返還しない行為をいう。」

「クレジットカードを盗用したときは、この法律の第264条の規定により罪を認定し処罰する。」

3、刑法第369条に第2項を追加し、当該条文を以下のように改正する。

「武器装備、軍事施設又は軍事通信設備を破壊した者は、3年以下の懲役、拘役又は管制に処する。重要な武器装備、軍事施設又は軍事通信設備を破壊した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。情状が特に重いときは、10年以上の懲役、無期懲役又は死刑に処する。」

「過失により前項の罪を犯し、重い結果を生じさせたときは、3年以下の懲役又は拘役に処する。特に重い結果を生じさせたときは、3年以上7年以下の懲役に処する。」

「戦時において前2項の罪を犯したときは、重く処罰する。」

4、この改正法は、公布の日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法Ⅵ

（2006年06月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第10回会議にて採択され、2006年06月29日第51号の中華人民共和国主席令で公布された）

1、刑法第134条を以下のように改正する。

「生産又は作業過程において、安全管理規定に違反し、重大な死傷事故又はその他の重大な結果を生じさせ者は、3年以下の懲役又は拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、3年以上7年以下の懲役に処する。」

「規則に違反して危険を冒して作業を他人に行わせた者が、重大な死傷事故又はその他の重大な結果を生じさせたときは、5年以下の懲役又は拘留に処する。情状が特に悪質であるときは、5年以上の懲役に処する。」

2、刑法第135条を以下のように改正する。

「安全生産の施設又は条件が国家の規定に適合せず、よって重大な死傷事故

又はその他の重大な結果を生じさせたときは、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の懲役又は拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、3年以上7以下の懲役に処する。」

3、刑法第135条の末尾に次の規定を追加し、第135条の1とする。

「大型民衆的イベントを開催するに当たって、安全管理規定に違反し、重大な死傷事故又はその他の重大な結果を生じさせたときは、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の懲役又は拘役に処する。情状が特に悪質であるときは、3年以上7年以下の懲役に処する。」

4、刑法第139条の末尾に次の規定を追加し、第139条の1とする。

「事故が起きた後、報告の職責を尽くすべき者が、事故情況に関して報告をせず又は虚偽の報告をして、事故の救助活動を誤らせ、情状が重いときは、3年以下の懲役又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3年以上7以下の懲役に処する。」

5、刑法第161条を以下のように改正する。

「法により情報を公開する義務を負う会社又は企業が、株主及び社会の一般公衆に対し、虚偽の情報を提供し、重要な事実に関する財務会計報告を隠蔽し、又は法的に公開すべき重要情報を規則に反して公開せず、株主又はその他の人の利益に重大な損害を与えたときその他の重い情状があるときは、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の懲役又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科又は単科する。」

6、刑法第162条の1の末尾に次の規定を追加し、第162条の2とする。

「会社又は企業が、財産の隠匿、虚偽の債務の負担又はその他の方法により資産を移転し、又は処分することによって、虚偽の破産を行い、債権者又はその他の人の利益に重大な損害を与えた場合、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、5年以下の懲役又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科又は単科する。」

7、刑法第163条を以下のように改正する。

「会社、企業又はその他の組織体の職員が、職務上の立場を利用し、他人の財物を要求し、又はこれを不法に収受して他人の利益を図り、数額が比較的多いときは、5年以下の懲役又は拘役に処する。数額が特に多いときは、5年以上の懲役に処し、財産の没収を併科することができる。」

「会社、企業又はその他の組織体の職員が、経済活動において、職務上の立場を利用し、国家の規定に違反して、各種の名目で割戻金又は手数料を収受し

て着服したときは、前項の規定により処罰する。」

「国有会社若しくは国有企業で公務に従事する職員、又は国有会社若しくは国有企業から非国有会社若しくは企業に派遣されて公務に従事する職員が、前2項の行為をするときは、第385条及び第386条の規定により罪を認定し、処罰する。」

8、刑法第164条の第1項を以下のように改正する。

「不当な利益を図るために、会社、企業又はその他の組織体の職員に財物を供与した者は、その金額が比較的大きいときは、3年以下の懲役又は拘役に処する。数额が特に大きいときは、3年以上10年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

9、刑法第169条の末尾に次の規定を追加し、第169条の1とする。

「上場会社の理事、監事又は高級管理者が、会社への忠誠義務に背き、職務上の立場を利用し、上場会社を操縦して次に掲げるいずれかの行為を行い、上場会社の利益に重大な損失を与えたときは、3年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。上場会社の利益に極めて重大な損失を与えたときは、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

（1）資金、商品、サービス又はその他の資産を他の組織体又は個人に無償で供与する行為。

（2）資金、商品、サービス又はその他の資産を明らかに不公平な条件で供与する行為。

（3）明らかに弁済能力を備えていない組織体又は個人に資金、商品、サービスその他の資産を供与する行為。

（4）明らかに弁済能力を備えていない組織体若しくは個人の保証人になり、又は正当な理由がないのにその他の組織体若しくは個人の保証人になる行為。

（5）正当な理由がないのに債権を放棄し、又は債務を引き受ける行為。

（6）その他の方法により上場会社の利益に損失を与えた行為。」

「上場会社の筆頭株主又は実際の株支配者が、上場会社の理事、監事又は高級管理者に前項の行為を行わせたときは、前項の規定により処罰する。」

「前項の罪を犯した上場会社の筆頭株主又は実際の株支配者が組織体であるときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、第1項の規定により処罰する。」

10、刑法第175条の末尾に次の規定を追加し、第175条の1とする。

「詐欺の手段により銀行又はその他の金融機関から、貸付金、手形引受、信

用書又は保証書その他のものを取得した者が、銀行又はその他の金融機関に重大な損失を与えたとき又はその他の重い情状があるときは、3年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。銀行又はその他の金融機関に特に重大な損失を与えたとき又はその他の特に重い情状があるときは、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。」

11、刑法第182条を以下のように改正する。

「次に掲げるいずれかの事情により、証券又は先物市場を操縦した者は、情状が重いときは、5年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重いときは、5年以上10年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

(1) 単独で又は他人と共謀して、優位な資金、株若しくは先物契約又は情報の優位を利用し、連携し又は連続して売買することにより、証券又は先物の取引価格又は出来高を操縦したこと。

(2) 他人と通謀して、事前に約束した時間、価格又は方法で、証券又は先物を相互に取引することにより、証券又は先物の取引価格又は出来高に影響を与えたこと。

(3) 自己が実際に管理している口座の間で証券の取引を行い、又は自己を取引の対象として先物契約を売買し、証券又は先物の取引価格又は出来高に影響を与えたこと。

(4) その他の方法により証券又は先物市場を操縦したとき。」

「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。」

12、刑法第185条の末尾に次の規定を追加し、第185条の1とする。

「商業銀行、証券取引所、先物取引所、証券会社、先物経営会社、保険会社又はその他の金融機構が、受けた委託に違反して、顧客の資金又はその他の信託財産を無断で運用し、情状が重いときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、3年以下の懲役又は拘役に処し、3万元以上30万元以下の罰金を併科する。情状が特に重いときは、3年以上10年以下の懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。」

「社会保障基金管理機関、住宅公共積立基金管理機関その他の公衆資金管理機関、又は保険会社、保険資産管理会社若しくは証券投資基金管理会社が、国家の規定に違反して資金を運用したときは、その責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する。」

13、刑法第186条の第1項及び第2項を以下のように改正する。

「銀行又はその他の金融機関の職員が、国家の規定に違反して融資を行い、金額が非常に大きいとき又は重大な損失を与えたときは、5年以下の懲役又は拘役に処し、1万元以上10万元以下の罰金を併科する。金額が極めて大きいとき又は特に重大な損失を与えたときは、5年以上の懲役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。」

「銀行又はその他の金融機関の職員が、国家の規定に違反して関係者に融資を行ったときは、前項により重く処罰する。」

14、刑法第187条の第1項を以下のように改正する。

「銀行又はその他の金融機関の職員が、顧客の資金を収集したのにこれを記帳せず、金額が非常に大きいとき又は重大な損失を与えたときは、5年以下の懲役又は拘役に処し、2万元以上20万元以下の罰金を併科する。金額が極めて大きいとき又は特に重大な損失を与えたときは、5年以上の懲役に処し、5万元以上50万元以下の罰金を併科する。」

15、刑法第188条の第1項を以下のように改正する。

「銀行又はその他の金融機関の職員が、規定に違反して他人に信用証書、保証証書、手形、預金証書又は資産証明書を発行し、情状が重いときは、5年以下の懲役又は拘役に処する。情状が特に重いときは、5年以上の懲役に処する。」

16、刑法第191条の第1項を以下のように改正する。

「薬物犯罪、黒社会的な組織犯罪、テロ犯罪、密輸犯罪、横領賄賂犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪又は金融詐欺犯罪から得た不法な収益又はその果実であることを知りながら、その由来又は性質を偽装し又は隠匿するために、次に掲げるいずれかの行為を行った者は、その犯罪による不法な収益及びその果実を没収し、5年以下の懲役又は拘役に処し、マネー・ロンダリング金額の5%以上20%以下の罰金を併科又は単科する。情状が重いときは、5年以上10年以下の懲役に処し、マネー・ロンダリング金額の5%以上20%以下の罰金を併科する。」

(1) 資金の預金口座を提供する行為。

(2) 財産を現金、金融手形又は有価証券に交換することに協力する行為。

(3) 振込み又はその他の決済方法を通じて資金の移転に協力する行為。

(4) 資金を境外に送金することに協力する行為。

(5) その他の方法により犯罪による不法な収益又はその果実の性質又は由来を偽装し又は隠匿する行為。」

17、刑法第262条の末尾に次の規定を追加し、第262条の1とする。

「暴行又は脅迫を用いて、身体障害者又は14歳未満の未成年者を組織して通行人に物又は金銭を請わせた者は、3年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

18、刑法第303条を以下のように改正する。

「営利の目的で、博徒を集合させて賭博をし、又は兼として賭博した者は、3年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。」

「賭博場を開帳する者は、3年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、3年以上10年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

19、刑法第312条を以下のように改正する。

「犯罪により得た不法な収益又はその果実であることを知りながら、隠蔽、移転、買収、販売の代行又はその他の方法によりそれを偽装し又は隠匿した者は、3年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重いときは、3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

20、刑法第399条の末尾に次の規定を追加し、第399条の1とする。

「法により仲裁を担当する者が、仲裁活動において、故意に事実を反し又は法律に違反して仲裁を行い、情状が重いときは、3年以下の懲役又は拘役に処する。情状が特に重いときは、3年以上7年以下の懲役に処する。」

21、この改正法は、公布の日から施行する。

中華人民共和国刑法改正法Ⅶ

(2009年02月28日第11期全国人民代表大会常務委員会第7回会議にて採択され、2009年02月28日第10号の中華人民共和国主席令で公布された)

1、刑法第151条の第3項を以下のように改正する。

「珍奇な植物，その製品その他の国家が禁輸する貨物又は物品を密輸した者は，5 年以下の懲役又は拘役に処し，罰金を併科又は単科する。情状が重いときは，5 年以上の懲役に処し，罰金を併科する。」

2，刑法第180条の第1項を以下のように改正する。

「証券若しくは先物取引の内部情報を知る者，又は証券若しくは先物取引の内部情報を不法に取得した者が，証券の発行，証券若しくは先物の取引，又は証券若しくは先物の取引価格に重大な影響を与える情報が公開される前に，当該情報に関する証券を購入し若しくは売却，関係する先物の取引を行い，当該情報を漏洩し，又は明示的若しくは暗示的に他人にこれらの取引を行わせ，情状が重いときは，5 年以下の懲役又は拘役に処し，不法収益の1倍以上5倍以下の罰金を併科又は単科する。情状が特に重いときは，5 年以上10以下の懲役に処し，不法収益の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。」

次の規定を追加し，同条第4項とする。

「証券取引所，先物取引所，証券会社，先物会社，基金管理会社，商業銀行，保険会社その他の金融機構の職員，又は関係監視部門若しくは職業協会の職員が，職務上の有利な立場を利用して内部情報を除く未公開情報を取得して，規定に違反して当該情報に関する証券若しくは先物の取引を行い，又は明示的若しくは暗示的に他人にこれらの取引を行わせ，情状が重いときは，第1項の規定により処罰する。」

3，刑法第201条を以下のように改正する。

「納税義務者が欺罔若しくは隠蔽を用いて虚偽の納税申告を行い又は申告をせず，脱税額が比較的大きく，かつ，納付すべき税額の10%を超えたときは，3 年以下の懲役又は拘役に処し，罰金を併科する。税額が非常に大きく，かつ，納付すべき税額の30%を超えたときは，3 年以上7 年以下の懲役に処し，罰金を併科する。」

「代理徴収義務者が，前項に掲げる方法により，控除し又は徴収した税金を納付せず，又は過小納付し，金額が比較的大きいときは，前項の規定により処罰する。」

「前2項に規定する行為を繰り返して行い，処理を受けなかったときは，金額を累計して処罰する。」

「第1項の行為を行い，税務機関が法に従って納付催告を発した後，税金の不足分及び滞納金を納めて，行政処罰を受けた者は，刑事責任を追及しない。ただし，5 年以内に脱税行為で刑事処罰を受けた者又は税務機関により2回以

上行政処罰を受けた者については、この限りでない。」

4, 刑法第224条の末尾に次の規定を追加し、第224条の1とする。

「商品又はサービスを売りさばく活動の名目で、加入資格と引換えに参会者に費用を納付させ、又は商品若しくはサービスを購入させ、かつ、一定の順序により階層を作り、増やした会員の数を直接若しくは間接に報酬若しくは返還する利益に関連させて参加者を誘惑し又は脅迫して継続的に会員を増やさせて、財物を騙取し、社会秩序を妨害するマルチ商法活動を組織し又は推進指導した者は、5年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。情状が重いときは、5年以上の懲役に処し、罰金を併科する。」

5, 刑法第225条第3号を以下のように改正する。

「国家の主管部門の許可を得ずに、法に違反して、証券業、先物業若しくは保険業を営み、又は不法に資金の支払い決算業を営む行為。」

6, 刑法第239条を以下のように改正する。

「財物を喝取する目的で、人を略取した者、又は人を略取して人質とした者は、10年以上の懲役又は拘役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が軽いときは、5年以上10年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

「前項の罪を犯して、略取された者を死亡させ、又は殺害した者は、死刑に処し、財産の没収を併科する。」

「財物を喝取する目的で、嬰兒又は幼児を略取した者は、前2項の規定により処罰する。」

7, 刑法第253条の末尾に次の規定を追加し、第253条の1とする。

「国家の機関又は金融、電信、交通、教育、医療その他の分野に関する組織体の職員が、国家の規定に違反して、当該組織体が職務を執行する際又はサービスを提供する際に得た公民の個人情報了他人に売買し又は不法に提供し、情状が重いときは、3年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。」

「前記の情報を窃取又はその他の方法により不法に取得し、情状が重いときは、前項の規定により処罰する。」

「組織体が前2項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前2項の規定により処罰する。」

8, 刑法第262条の1の末尾に次の規定を追加し、第262条の2とする。

「未成年者を組織して、窃盗、詐欺、奪取、恐喝その他の治安管理を妨害する行為を行わせた者は、3年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科する。情

状が重いときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

9、刑法第285条に次の各規定を追加して、各々第2項及び第3項とする。

「国家の規定に違反して、前項に規定する以外のコンピュータのデータシステムに侵入することその他の技術的手段により、当該コンピュータの情報システムにおいて保存、処理若しくは転送されているデータを取得し又は当該コンピュータの情報システムを不法に管理した者は、情状が重いときは、3 年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重いときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

「専らコンピュータに侵入し若しくはコンピュータを不法に管理するために作られた専用のソフト若しくは道具を提供し、又は他人がコンピュータに侵入し若しくはコンピュータを不法に管理する犯罪行為であると知りながら、ソフト若しくは道具を提供した者が、情状が重いときは、前項の規定により処罰する。」

10、刑法第312条に次の規定を追加し、同条第2項とする。

「組織体が前項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前2項の規定により処罰する。」

11、刑法第337条の第1項を以下のように改正する。

「動植物の検疫及び防疫に関する国家规定に違反して、動植物に重大な疫病を引き起した者、又は重大な疫病の危険を生じさせ、情状が重い者は、3 年以下の懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。」

12、刑法第375条の第2項を以下のように改正する。

「武装部隊の制服を不法に生産又は商売した者が、情状が重いときは、3 年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。」

以下の規定を追加し、同条第3項とする。

「武装部隊の車両のナンバープレートその他の専用標識を偽造し、窃取し、売買し、不法に供与し、又は使用した者は、情状が重いときは、3 年以下の懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。情状が特に重いときは、3 年以上 7 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。」

原第3項を以下のように改正し、同条第4項とする。

「組織体が第2項又は第3項の罪を犯したときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前2項のそれぞれの規定により処罰する。」

13, 刑法第388条の末尾に次の規定を追加し, 第388条の1とする。

「公務員の近親者又は公務員と親しい関係にある者が, 当該公務員の職務上の行為を通じ, 又はこの公務員の職権若しくは地位により形成された有利な条件を利用して他の公務員の職務上の行為を通じ, 請託者の不正な利益を図り, 請託者に財物を要求し又は請託者から財物を收受し, 数額が比較的大きいとき又はその他の比較的重い情状があるときは, 3年以下の懲役又は拘役に処し, 罰金を併科する。金額が非常に大きいときその他の重い情状があるときは, 3年以上7年以下の懲役に処し, 罰金を併科する。数額が極めて大きいとき又は特に重い情状があるときは, 7年以上の懲役に処し, 罰金又は財産の没収を併科する。」

「退職した公務員又はその公務員の近親者若しくはその公務員と親しい関係にある者が, 当該退職した公務員の元の職権又は地位により形成された有利な条件を利用し, 前項の行為を行ったときは, 前項の規定により罪を認定し, 処罰する。」

14, 刑法第395条の第1項を以下のように改正する。

「公務員の財産又は支出が, 合法的な収入を著しく上回り, その差額が非常に大きいときは, その由来を説明するように当該公務員に命じることができる。由来を説明できないときは, その差額部分を不法所得とみなし, 5年以下の懲役又は拘役に処する。その差額が極めて大きいときは, 5年以上10年以下の懲役に処し, 財産の差額部分を追徴する。」

15, この改正法は, 公布の日から施行する。

II 1997以来の中国刑法の立法解釈⁽⁵⁾

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」の第93条第2項に関する解釈

(2000年4月29日第9期全国人民代表大会常務委員会第15回会議にて採択)

- (5) 中国刑法の立法解釈は, 中国の最高立法機関, すなわち全国人民代表大会及びその常務委員会が, 刑法に関して出した解釈であり, 解釈に関する最高の効力をもつとされる。1997年以来9つの立法解釈が公布された。中国刑法立法解釈の原文は, 法律出版社法規中心, 前掲注(2)239頁以下参照。

全国人民代表大会常務委員会は、村民委員会その他の村基層組織の人員がいかなる業務に従事するときに刑法第93条第2項に規定する「その他の法律により公務に従事する者」に当たるかについて討議して、次のように解釈する。

村民委員会その他の村基層組織の者が人民政府に協力して次のような行政管理業務に従事するときは、刑法第93条第2項に規定する「その他の法律により公務に従事する者」に当たる。

（１）災害救済，緊急対応，洪水防止，優待慰問，貧困援助，移民又は救災に関する資金又は物の管理。

（２）社会が寄付した公益事業の資金又は物の管理。

（３）国有地の経営及び管理。

（４）土地の徴用補償費用の管理。

（５）税金徴収の代理。

（６）産児制限，戸籍又は徴兵に関する業務。

（７）人民政府に協力するその他の行政管理業務。

村民委員会その他の村基層組織の人員が，前項の公務に従事し，職務上の立場を利用して公共の財物を不法に領得し，公金を流用し，又は他人財物を要求し若しくはこれを不法に収受し，犯罪を構成したときは，刑法第382条及び第383条の横領罪，第384条の公金流用罪又は第385条及び第386条の収賄罪を適用する。

以上公告する。

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」の第228条，第342条及び第410条に関する解釈
(2001年8月31日第9期全国人民代表大会常務委員会第23回会議にて採択)

全国人民代表大会常務委員会は，刑法第228条，第342条及び第410条に規定する「土地管理法規に違反して」，及び第410条に規定する「土地の徴用若しくは占用を不法に許可し」の意味について討議して，次のように解釈する。

刑法第282条，第342条及び第410条に規定する「土地管理法規に違反して」とは，土地管理法，森林法，草原法その他の法律又は関係行政法規⁽⁶⁾におけ

（６）中国では，「法律」は広義の法律と狭義の法律に分けられる。狭義の法律は全国人民代表大会及び人民代表大会常務委員会がつくる法規範をいう。「法規」

る土地管理に関する規定に違反することをいう。

刑法第410条に規定する「土地の徴用若しくは占有を不法に許可し」とは、耕地、林地その他の農用地又はその他の土地を徴用し又は占有することを不法に許可することをいう。

以上公告する。

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」の第384条第1項に関する解釈

(2002年4月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第27回会議にて採択)

全国人民代表大会常務委員会は、刑法第384条第1項に規定する公務員が職務上の立場を利用し、「公金を流用し、個人のために使用した」ことの意味を討議して、次のように解釈する。

次の各号に掲げるいずれかの行為を行ったときは、「公金を流用し、個人のために使用し」ことに該当する。

(1) 公金を本人、親族又はその他の自然人に提供して使用させる行為。

(2) 個人の名義で公金を他の組織体に提供して使用させる行為。

(3) 個人の利益を図り、個人が組織体の名義で公金をその他の組織体に提供して使用させる行為。

以上公告する。

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」の第294条第1項に関する解釈

(2002年4月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第27回会議にて採択)

全国人民代表大会常務委員会は、刑法第294条第1項に規定する「黒社会的な組織」の意味を討議して、次のように解釈する。

刑法第294条第1項に規定する「黒社会的な組織」は、同時に次のような特徴を有しなければならない。

とは、行政機関及び地方立法機関がつくる法規範であり、広義の法律に含まれる(訳者)。

（１）比較的安定した犯罪組織が形成されており、人数が多く、明確な組織者及び指導者を持ち、中堅の構成員が大体固定的であること。

（２）組織の活動を支えるために、犯罪活動又はその他の方法により経済的利益を取得し、一定の経済的実力を持つこと。

（３）暴行、脅迫又はその他の方法により犯罪活動を組織的に繰り返して行い、悪事を働き、国民大衆を抑圧し又は残害するものであること。

（４）犯罪活動の実施を通じて、又は国家公務員の庇護若しくは放任を利用して、地方の悪勢力を示し、一定の地域又は業界の範囲において、市場を独占し又は重大な影響力を持ち、経済の秩序又は社会生活の秩序を著しく破壊するものであること。

以上公告する。

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」の第313条に関する解釈

（2002年8月29日第9期全国人民代表大会常務委員会第29回会議にて採択）

全国人民代表大会常務委員会は、刑法第313条に規定する「裁判所による判決又は裁定について、履行能力があるにもかかわらずこれを拒否した者は、情状が重いとき」の意味について討議して、次のように解釈する。

刑法第313条に規定する「裁判所による判決又は裁定」とは、裁判所が下した執行内容つきの法的効力のある判決又は裁定をいう。支払い命令、有効な調停書、仲裁裁決又は公証した債権文書を法により執行するために、裁判所が下した裁定は本条の「裁定」に含まれる。

次の事情があるときは、刑法第313条に規定する「履行能力があるにもかかわらずこれを拒否した者は、情状が重いとき」に含まれる。

（１）被執行人が財産を隠匿し、移転し、故意に毀損し、無償で譲り渡し、又は明らかに不合理な低価格で譲り渡し、よって判決又は裁定が執行できなくなったこと。

（２）保証人又は被執行人が、裁判所に提供した担保財産を隠匿し、移転し、故意に毀損し又は譲り渡し、よって判決又は裁定が執行できなくなったこと。

（３）執行に協力義務を負う者が、裁判所の執行協力の通知書を受け取った後、執行の協力を拒否し、よって判決又は裁定が執行できなくなったこと。

(4) 被執行人, 保証人又は執行協力義務者が国家公務員と共謀し, 国家公務員の職権を利用して執行を妨害し, よって判決又は裁定が執行できなくなったこと。

(5) その他の履行能力があるにもかかわらずこれを拒否し, 情状が重いつき。

国家機関公務員が前4項の行為を行い, 執行を拒否したときは, 判決裁定履行拒否罪の共犯とし, 刑事責任を追及する。国家公務員が賄賂を受受し, 職権を乱用し, 前第4項の行為を行い, 同時に刑法第385条又は第397条に規定する罪を構成するときは, 処罰が重い規定により罪を認定し, 処罰する。

以上公告する。

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」第9章の汚職罪の適用主体の問題に関する解釈

(2002年12月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第31回会議にて採択)

全国人民代表大会常務委員会は, 司法実務の状況に応じて, 刑法第9章の汚職罪の適用主体について討議し, 次のように解釈する。

法律若しくは法規の規定に従って国家行政管理権を行使する組織において公務に従事する者, 国家機関の委託を受け国家機関の代理として職権を行使する組織において公務に従事する者, 又は国家機関の公務員ではないが, 国家機関において公務に従事する者が, 国家機関を代理して職権を行使する際, 汚職行為を行い, 犯罪を構成するときは, 刑法の汚職罪に関する規定により刑事責任を追及する。

以上公告する。

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」のクレジットカードに関する解釈

(2004年12月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第13回会議にて採択)

全国人民代表大会常務委員会は, 司法実務の状況に応じて, 刑法に規定する「クレジットカード」の意味について討議し, 次のように解釈する。

刑法に規定する「クレジットカード」とは, 商業銀行又はその他の金融機関

が発行する電子支払いカードであって、消費支払い、信用貸付け、振替決済、現金の預かり及び引出しその他の機能の全部又は一部を有するものをいう。

以上公告する。

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」の文化財に関する規定は科学的価値のある古脊椎動物化石及び古人類化石に適用されるという解釈

（2005年12月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第19回会議にて採択）

全国人民代表大会常務委員会は、司法実務の状況に応じて、科学的価値のある古脊椎動物化石又は古人類化石を密輸し、窃盗し、毀損し、転売し、又は不法に譲り渡したとき、刑法の関係規定が適用されるかについて討議し、次のように解釈する。

刑法の文化財に関する規定は、科学的価値のある古脊椎動物化石及び古人類化石に適用される。

以上公告する。

全国人民代表大会常務委員会の

「中華人民共和国刑法」の輸出後の払戻金若しくは税金の控除に用いられるその他の証書に関する解釈

（2005年12月29日第10期全国人民代表大会常務委員会第19回会議にて採択）

全国人民代表大会常務委員会は、司法実務の状況に応じて、刑法に規定する「輸出後の還付金若しくは税金の控除に用いられるその他の証書」の意味について討議し、次のように解釈する。

刑法に規定する「輸出後の還付金若しくは税金の控除に用いられるその他の証書」は、付加価値税専用証書を除く輸出後の還付金又は税金の控除に利用できる機能を持つ収支証書又は税金の完納証明書をいう。

以上公告する。

〈付記〉 本稿脱稿後、『中華人民共和国刑法改正法Ⅷ』が採択され、公表される

ことになった（2011年5月1日から施行）。この改正法の訳は，別稿に譲りたいと思う。（訳者）